

令和6年度 北九州市総合教育会議

[報告②]

いじめの重大事態について

1. いじめの重大事態とは

《いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定》

(1) **生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い**

※ 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合 等

(2) **相当の期間学校を欠席**することを余儀なくされている疑い

※ 「相当の期間」とは年間30日を目安

《いじめ防止等のための基本的な方針》

- 「**いじめにより重大な被害が生じた**」という申立て
重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

令和5年度
重大事態発生件数
全国で1,306件
(前年度387件増)

学校又は教育委員会のどちらかが調査主体となり調査等を行う

2. いじめ問題専門委員会の概要

【設置法令】いじめ防止対策推進法第14条第3項

【設置根拠】北九州市いじめ問題専門委員会条例

【設置年月日】平成26年6月設置

【委員の選任方法】各職能団体等の推薦により任命

【委員定数】6名以内

【組織】学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が任命する ※ 医師・弁護士・臨床心理士・学識経験者・保護者代表

重大事態が発生した場合・・・

・委員とは別に重大事態の調査・審議を行う**臨時委員**を任命し、臨時委員が主体となる調査組織を設置し、調査等を実施

3. 調査報告書の公表

《いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省）》

- 個人情報保護法や情報公開条例等に基づいた対応を行った上で特段の支障がなければ公表することが望ましい。
- 学校の設置者において、調査報告書の公表の在り方や公表方法について事前に方針等を定めておくことが望ましい。



「北九州市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表基準」 (令和6年6月27日策定)

- ・ 原則として、いじめの重大事態の調査結果については公表するものとする。
- ・ 公表については、公表版の調査報告書（北九州市情報公開条例に則り、一部非開示とし、黒塗りしたもの）及び再発防止策を公表する。

4. 令和5年度 いじめの重大事態

いじめ重大事態の発生件数 **1件**

調査組織を設置

※ 調査終了後、報告書を作成
(手続終了次第ホームページに公表)